

基本施策の主な取組の概要

【基本目標Ⅰ 地域にわたつなつなかりを広げるために】

1. 暮らしを支える支援体制の構築

(1) 世代・分野を問わない相談支援の充実

- ・様々な課題をまるごと受け止める相談支援体制の整備
- ・多機関・多職種・地域住民の連携による支援の充実

(2) 地域ネットワークの充実

- ・地域包括ケアシステムにおけるネットワークの構築
- ・地域の支え合い強化に向けた地域づくりの支援

【備考】地域包括ケアシステム:誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと

2. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 相談支援体制の充実

- ・複合的な課題を抱える世帯等への相談支援の専門性の向上

3. 在宅医療・介護連携の推進

(1) 切れ目のない在宅医療と介護の連携強化

- ・「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の場面に応じた医療と介護の提供体制の強化
- ・多職種協働による在宅医療と介護の連携

(2) 医療やケアに関する自己決定の推進

- ・ACP(人生会議)の普及啓発

【備考】ACP(アドバンス・ケア・プランニング):「人生会議=もしものための話し合い」将来の意思決定能力低下に備えて、どのような医療やケアを受けたいかを、本人と信頼できる人たちであらかじめ話し合い決めておくこと

4. 地域課題を解決するための社会基盤の整備

(1) 地域ケア会議の推進体制の充実

- ・課題解決のための地域づくりへの支援

【基本目標Ⅱ いきいきと活動的な暮らしのために】

1. 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施の推進

(1) 健康づくり施策の推進

- ・健康増進と生活習慣病予防の推進

(2) 介護予防施策の推進

- ・市民主体の介護予防通いの場づくりへの支援
- ・フレイル予防の普及啓発の強化

【備考】フレイル:加齢とともに心身の機能が低下してきて「健康」と「要介護」の中間の虚弱な状態にあること。早期に対処することで回復の余地がある。フレイル対策には「栄養(食生活・口腔機能)」「運動(身体活動)」「社会参加」のすべてが重要である。

2. 社会参加と生きがいづくりの推進

(1) 高齢者の生涯学習・生涯スポーツの機会の充実

- ・生涯学習講座等の開催と学びの成果を発表する場の提供
- ・スポーツ・レクリエーション活動・健康づくり活動等の機会の提供

(2) 高齢者の多様な活動への支援

- ・社会参加機会の創出と参加へのきっかけづくりの支援
- ・老人クラブ連合会等との連携と活動への支援
- ・ボランティアポイント制度の導入検討

(3) 高齢者の就労支援

- ・シルバー人材センター等との連携と取組への支援

3. 自立支援と重度化防止の推進

(1) 生活機能の維持・向上に向けた支援

- ・フレイル状態の高齢者の早期把握と支援の充実

(2) リハビリテーション専門職等との連携強化

- ・相談支援機関とリハビリテーション専門職等との連携による支援の充実

【備考】リハビリテーション専門職:理学療法士・作業療法士・言語聴覚士をはじめとする身体機能回復訓練を行う職種のもの

【基本目標Ⅲ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために】

1. 地域生活を支え合うしくみづくりの推進

(1) 地域生活を支える体制の整備

- ・住民団体や社会福祉法人等多様な主体とのネットワークの構築
- ・新たな支え合いのしくみづくりの推進

(2) 地域の支え合い活動の担い手の育成

- ・地域で活躍する担い手の養成と組織化支援

(3) 地域の支え合い活動の推進

- ・見守り活動の推進
- ・生活の困りごとを地域で支え合うしくみづくりの推進

(4) 移動・移送を支援する体制の整備

- ・公共交通等の整備による外出支援の推進
- ・地域主体による移動・移送を支援する活動の促進

2. 住環境の整備と住まいの確保

(1) 安心・安全な生活環境づくり

- ・個々の状況に応じた住環境整備への支援

(2) 住まいの確保への支援

- ・高齢者の生活状況に応じた居住支援の促進

3. 在宅での生活と介護者に対する支援の充実

(1) 在宅生活継続のための支援の充実

- ・在宅生活の不安を解消する介護保険事業以外のサービス提供の充実

(2) 介護者支援の推進

- ・介護者の生活を支えるための支援の推進
- ・介護に関する情報の発信と普及啓発の推進

4. 災害と感染症に備えた体制づくり

(1) 地域住民の主体的な防災の取組への支援

- ・災害時に備えた自治組織等による支え合う体制づくりの推進

(2)災害時における避難体制整備の促進

- ・高齢者等が適切に避難するための体制整備

(3)感染症対策の体制整備の促進

- ・平常時からの感染症予防に関する周知啓発

(4)災害時における介護事業所等の業務継続に向けた取組の促進

- ・介護サービス事業所に対する業務継続への支援
- ・業務継続計画の策定、研修や訓練の実施等の促進

【基本目標Ⅳ 認知症でも自分らしく暮らせるために】

1. 認知症施策の推進

(1)医療と介護の連携の推進

- ・早期相談支援の推進
- ・医療・介護従事者等に向けた研修機会の充実

(2)認知症予防の充実

- ・生活習慣病対策及び脳血管疾患予防の推進
- ・フレイル予防と認知症予防の一体的な取組

(3)認知症を正しく理解するための周知啓発の推進

- ・全世代を対象とした啓発の強化
- ・地域の企業、団体への情報発信・情報提供

2. 本人及び家族の思いを伝える場づくりの推進

(1)本人及び家族の思いを伝えるの場の拡大

- ・本人及び家族の思いを共有し合える場づくりの推進

(2)気軽に相談ができる体制づくりの推進

- ・相談先に関する情報発信・情報提供

(3)社会参加の促進

- ・見守り体制づくりの推進
- ・交流活動の推進

3. 高齢者の尊厳の保持と権利擁護の支援

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

- ・関係機関や団体等との連携の強化
- ・研修会等の開催や普及啓発

(2) 成年後見制度等の利用の促進

- ・成年後見制度中核機関等と連携した支援の推進

【備考】成年後見制度中核機関：国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、成年後見制度を必要とする人が安心して制度利用できるよう地域で支える体制づくりを行う上で中心となる機関のこと。

【基本目標Ⅴ 介護保険を知り、適切にサービスを利用するために】

1. 持続可能な介護保険サービス提供体制の構築

(1) 介護保険サービス提供体制の整備

- ・施設サービスの確保と在宅サービスの充実

(2) 介護サービスの質の向上

- ・研修等による従事者スキルの向上
- ・介護保険事業者間のネットワークの強化
- ・介護サービス相談員派遣活動の推進

(3) 介護保険制度の適正な運営の推進

- ・介護保険運営協議会等による計画の進行管理・事業評価の反映

2. 持続可能な介護保険制度の運営

(1) 要介護認定の適正化

- ・要介護認定調査の平準化及び迅速化
- ・公平公正な認定審査の推進

(2) ケアマネジメントの質の向上

- ・自立支援に向けたケアマネジメントの促進

(3) 適正な請求の推進

- ・医療保険・介護保険サービス請求の適正性確保の推進

(4) 介護保険事業の適正な運営指導の推進

- ・市指定事業所の運営に対する助言及び支援

3. 介護人材の確保とサービスの質の向上

(1) 介護人材確保に向けた支援

- ・介護職員の処遇改善の促進
- ・介護現場のイメージアップの推進
- ・人材確保につながる情報等の発信

(2) サービスの質の向上に向けた業務改善の推進

- ・ICT 等デジタル活用による業務効率化の推進

4. 介護保険制度の周知啓発の推進

(1) 介護保険制度の周知の強化

- ・介護保険制度の広報及び啓発活動

(2) サービス情報の効果的な発信

- ・相談窓口の周知徹底
- ・サービス提供事業者情報等の発信